

資料 7

介護予防支援業務を再委託できる指定居宅介護支援事業所の
指定について（報告）

胎内市の地域包括支援センターが行う指定介護予防支援事業の業務の一部を再委託できる指定居宅介護支援事業所の指定について、胎内市地域包括支援センター運営協議会要綱第2条第1号の規定に基づき本会に報告する。

記

指定事業所

事業所番号	1 5 7 1 7 0 0 7 3 9
名 称	ツクイ五泉赤海
所 在 地	五泉市赤海2丁目6番14号
設 置 者	株式会社ツクイ
職員体制	専従3名
営 業 日	月曜日から金曜日 (ただし、年末年始12月31日から1月3及び祝日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
通常の事業の実施地域	五泉市 阿賀野市 新潟市秋葉区
指定年月日	令和4年4月1日